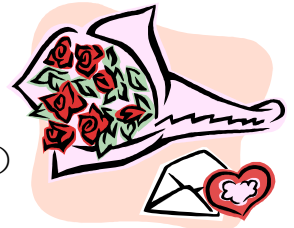


【高槻本部】 〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 14-13 丸西ビル 4F TEL 072-686-5131 FAX 072-686-5090
【大阪事務所】 〒530-0041 大阪市北区天満橋 2-4-17 千代田第一ビル 7F TEL 06-6654-6805 FAX 06-6654-7020

E-mail info@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ 確定申告が近づいてきました（本多）
- ・ マイホームを売った方必見（竹村）
- ・ 外国為替証拠金取引（FX）の確定申告（田中）
- ・ 株式の譲渡損～確定申告してトクする場合、損する場合（上谷）



確定申告が近づいてきました（本多）

今年も確定申告の時期がやってきました。確定申告の必要な方は、期限までに申告し納税する義務があります。
☆申告及び納付の期限（振替納税の場合、今年の振替日は、所得税 4月22日、消費税 4月27日です。）

【所得税】3月16日（月）、【消費税】3月31日（火）、【贈与税】3月16日（月）

☆確定申告をしなければならない方（主なもの）

- ・ 個人事業者で納税額のある方
- ・ 不動産を売却して売却益が出ている方
- ・ 給与を2ヶ所からもらっている方
- ・ 会社から給与以外に家賃などの支払を受けている方

☆確定申告で税金が還付される方（主なもの）

- ・ 医療費控除、雑損控除、寄附金控除の適用を受ける方
- ・ 住宅ローン控除を初めて受ける方
- ・ 中途退職したまま再就職しなかった方
- ・ 住宅借入金等特別控除の適用を受ける方
- ・ 予定納税をしたけれど、確定申告の必要がなくなった人
- ・ 年末調整で控除のものがあつた方

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社までお問い合わせ下さい。

マイホームを売った方必見（竹村）

平成20年中にマイホームを売られた方は、所有期間・売却時の内容によって税金計算上の特典を受けることができます。

譲渡益がある場合

① 3,000万円の特別控除

譲渡益から**最高3,000万円の控除**を受けることができます。さらに、売った年の1月1日現在で、マイホームの所有期間が10年を超えている場合には、軽減税率で税金の計算をすることができます。

② 買換えの特例

マイホームの買換えをした場合は、売った年の1月1日現在で、所有期間10年超、居住期間10年以上の場合など、一定の要件に該当する場合は、その**譲渡益の課税を繰り延べる**ことができます。

譲渡損がある場合

③ 新たにマイホームを買換える場合

売ったマイホームの代わりに新たなマイホームを取得し、年末において新たなマイホームの取得に係る住宅ローン残高がある場合には、一定の要件の下で、**他の所得から損失を控除**することができます。損失が引ききれない場合は、**平成21年以後3年間その損失を繰り越して他の所得から控除**することができます。

④ 新たにマイホームを買換えない場合

住宅ローン残高があるマイホームを売った場合は、一定の要件の下で、**他の所得から損失を控除**することができます。損失が引ききれない場合は、**平成21年以後3年間その損失を繰り越して他の所得から控除**することができます。詳細についてはイースリーパートナーズまでお気軽にお問い合わせ下さい。

外国為替証拠金取引（FX）の確定申告（田中）

FX（店頭取引の場合）による売買の利益は、雑所得として総合課税の対象となり原則として確定申告が必要です。ただし、年間の利益（雑所得）が20万円以下の場合は、確定申告が不要となる場合がありますので詳しくは弊社スタッフへご相談ください。

また、FXで損失が生じた場合には他の雑所得（※）とのみ損益通算できますが、給与等の他の総合課税の所得や先物取引等に係る雑所得等（申告分離課税）のとの損益通算はできません。また、その損失を繰越すこともできません。

※雑所得の例：公社債の償還差益、外貨預金の為替差益、原稿料、金銭債権の利息

株式の譲渡損～確定申告してトクする場合、損する場合（上谷）

確定申告シーズンがついに到来です。みなさん、確定申告の準備はされていますか？

最近の不況で、株取引をされている方の中には株の売却損を出されている方もいらっしゃるかと思います。先日の弊社ブログ(弊社ホームページ <http://www.e3-partners.com/>からご覧下さい)にも書かせて頂いたとおり、上場株の売却損は翌年以後3年間繰り越すことができ、もし翌年以降に株で儲かった場合はその儲かった分と繰り越した売却損を相殺することができて、税金が還付になるケースがあります。

このような株の売却損をめぐる税金上のよくある質問をQ&A方式であげていきたいと思えます。(今回は特定口座・源泉徴収ありのケースで考えていきます。)

Q1 私は平成19年中に株式を売却して売却損を出したのですが、平成19年の確定申告をしませんでした。この売却損を繰り越して平成20年以降の売却益と相殺させたいのですが、可能でしょうか？

A1 平成19年の確定申告書を提出されていない場合は、「期限後申告」として申告することで売却損をさかのぼって繰り越すことが可能です。しかし、もともと事業所得や不動産所得があってこれらの所得について既に申告されていて、株の譲渡損の申告だけ漏れていた場合はさかのぼって売却損を繰り越すことはできません。

Q2 私は少額の年金収入と株取引で生計を立てています。特定口座(源泉徴収あり)なので、今までは確定申告をしていなかったのですが、今年売却損が出たのでこの損を繰り越して来年税金の還付をうけようと思っています。この場合、何か他の面で損になる場合はあるでしょうか？

A2 売却損を来年以降に繰り越して来年以後3年間で売却益がでる場合は、税金は還付となりますが、逆に健康保険料がアップしたり窓口負担がアップする可能性があります。

例えば、大阪府在住のAさん(77歳・後期高齢者)で、年金収入150万円と株の売却収入400万円、150万円の売却益を得た場合、確定申告したのとしないのとでは下記のような違いが occurs。

	健康保険料（年額）	窓口負担
確定申告しない場合	約14,200円	1割
確定申告した場合	約175,000円	3割

上記の負担増加分と税金の還付金額とをよく比較して確定申告すべきか慎重に判断する必要があるかと思われます。

自分では判断できない！という方、是非弊社スタッフまでお気軽にお問い合わせ下さい。

※ブログ更新中。弊社HPに是非お立ち寄りください！ <http://www.e3-partners.com/>